

提案提出に係る質問への回答

H27.12.3

<p>Q 1 要求水準書第5設計に関する条件3住宅設計の条件(4)住戸計画の項目において、「廊下有効幅員は900mm以上とすること。」とありますが、遵守しなければならないのでしょうか。遵守するとした場合、どのような法令、条例など適合させれば良いかご提示ください。</p>
<p>A 1 町の要求はユニバーサルデザインで、子ども、障害者、車イスの方も、誰でも使いやすい住宅を望んでおります。障害者団体等のヒアリングにより規定されています。やむを得ず狭くする場合は、審査会でご説明いただきますが、点数には差がつくこととなります。</p>
<p>Q 2 敷地北側の石垣、擁壁等の構造物については、本敷地内に含まれると考えてよろしいでしょうか。また、その場合、取り壊し、新設擁壁等の工事費は本事業費となるのでしょうか。</p>
<p>A 2 お見込みのとおり、敷地に含まれます。擁壁を取り壊して造成する設計の場合は事業費に含めてください。新設の擁壁も同様です。</p>
<p>Q 3 農地転用時に行った開発行為の申請資料をご提示願います。</p>
<p>A 3 当課において閲覧可能です。</p>